

平成30年1月22日

組合市町村職員 各位

山形県市町村職員退職手当組合
組合長 土田 正 剛



退職手当制度改正について（通知）

「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第79号）が平成29年12月15日に公布され、平成30年1月1日から施行されております。

この国における改正は退職手当の支給率を引き下げることとしますが、本組合においても国における改正内容に準じ山形県市町村職員退職手当支給条例等の一部改正を予定しております。

予定している退職手当制度の改正概要を別添のとおり作成いたしましたので、お知らせいたします。

本組合の規約では、「退職手当の額及びその支給方法は、国家公務員の例により別に条例で定める」と規定しており、国の退職手当制度改正に伴い本組合においても退職手当制度改正を行う必要が生じたためのものでありますので、ご理解くださるようお願いいたします。

平成30年退職手当制度改正概要

平成30年1月 山形県市町村職員退職手当組合

1 一般職の職員の退職手当の支給水準引下げ

退職手当の基本額に適用されている調整率（退職手当支給条例本則の規定により計算した額に乗じる附則に定める割合）を87/100から83.7/100に引き下げる。

(1) 改正後の最高支給率（現行 $57 \times 87 / 100 = 49.59$ ）

$$57 \times 83.7 / 100 = 47.709$$

(2) 現行最高支給率との差

$$1.881 (= 49.59 - 47.709)$$

2 施行期日等

(1) 上記1の「一般職の職員の退職手当の支給水準引下げ」の開始期日

平成30年4月1日（国は平成30年1月1日）以後の退職者から適用する。

(2) 経過措置

経過措置は持たず1回で引下げを行うこととする。

3 支給率早見表

別添のとおり

※ 現行の退職手当の計算

$$\text{退職手当の額} = \text{退職日給料月額} \times \text{支給率} + \text{調整額}$$

4 その他

制度全体の概要等については山形県市町村職員退職手当組合ホームページをご覧ください。

山形県市町村職員退職手当組合ホームページ

<http://www.yamagata-taite.jp/>

支給率早見表（平成30年改正後）

0.837

（平成30年4月1日以後の退職者に適用）

山形県市町村職員退職手当組合

勤続年数	第6条(準則第3条)			第7条(準則第4条)	第8条(準則第5条)		勤続年数
	自己都合	公務外傷病	10年以下勤続	11年以上25年未満勤続	整理 公務上死亡 公務上傷病 応募認定(組織 改廃等)	25年以上勤続	
			定年 勤奨 応募認定(年齢 構成適正化) 通勤災害傷病 任期終了 公務外死亡 事務都合			定年 勤奨 応募認定(年齢構 成適正化) 通勤災害傷病 任期終了 公務外死亡 事務都合	
1	0.5022	0.837	0.837		1.2555(3.6a)		1
2	1.0044	1.674	1.674		2.511(4.5a)		2
3	1.5066	2.511	2.511		3.7665(5.4a)		3
4	2.0088	3.348	3.348		5.022(5.4a)		4
5	2.5110	4.185	4.185		6.2775		5
6	3.0132	5.022	5.022		7.5330		6
7	3.5154	5.859	5.859		8.7885		7
8	4.0176	6.696	6.696		10.0440		8
9	4.5198	7.533	7.533		11.2995		9
10	5.0220	8.370	8.37		12.5550		10
11	7.43256	9.2907		11.613375	13.93605		11
12	8.16912	10.2114		12.764250	15.31710		12
13	8.90568	11.1321		13.915125	16.69815		13
14	9.64224	12.0528		15.066000	18.07920		14
15	10.37880	12.9735		16.216875	19.46025		15
16	12.88143	14.3127		17.890875	20.84130		16
17	14.08671	15.6519		19.564875	22.22235		17
18	15.29199	16.9911		21.238875	23.60340		18
19	16.49727	18.3303		22.912875	24.98445		19
20	19.6695	19.6695		24.586875	26.36550		20
21	21.3435	21.3435		26.260875	27.74655		21
22	23.0175	23.0175		27.934875	29.12760		22
23	24.6915	24.6915		29.608875	30.50865		23
24	26.3655	26.3655		31.282875	31.88970		24
25	28.0395	28.0395			33.27075	33.27075	25
26	29.3787	29.3787			34.77735	34.77735	26
27	30.7179	30.7179			36.28395	36.28395	27
28	32.0571	32.0571			37.79055	37.79055	28
29	33.3963	33.3963			39.29715	39.29715	29
30	34.7355	34.7355			40.80375	40.80375	30
31	35.7399	35.7399			42.31035	42.31035	31
32	36.7443	36.7443			43.81695	43.81695	32
33	37.7487	37.7487			45.32355	45.32355	33
34	38.7531	38.7531			46.83015	46.83015	34
35	39.7575	39.7575			47.709	47.709	35
36	40.7619	40.7619			47.709	47.709	36
37	41.7663	41.7663			47.709	47.709	37
38	42.7707	42.7707			47.709	47.709	38
39	43.7751	43.7751			47.709	47.709	39
40	44.7795	44.7795			47.709	47.709	40
41	45.7839	45.7839			47.709	47.709	41
42	46.7883	46.7883			47.709	47.709	42
43	47.709	47.709			47.709	47.709	43
44	47.709	47.709			47.709	47.709	44
45	47.709	47.709			47.709	47.709	45